

◎成田国際空港周辺整備のための国の

財政上の特別措置に関する法律の一

部を改正する法律

(平成二十二年三月三十一日法律第一二号)

一、提案理由(平成二十二年三月二日・衆議院総務委員会)

○鳩山国務大臣 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

政府としては空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の推進に努めてきたところでありますが、諸般の事情により、一部の

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

事業が法律の有効期限内に完了できない見込みであります。また、空港整備の進展等に伴う周辺地域の状況の変化に対応するため、新たな事業を空港周辺地域整備計画に追加する必要があります。

このような状況にかんがみ、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この法律の有効期限を延長し、引き続き国の財政上の特別措置を講じていく必要があると考えております。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成二十六年三月三十一日までとすることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年三月一七日)

○赤松正雄君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

ます。

本案は、成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成二十六年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、三月十二日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌十三日に質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年三月三十一日)

○内藤正光君 ただいま議題となりました両案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、同空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、同法律の有効期限を五年間延長し、平成二十六年三月三十一日までとするものであります。

委員会におきましては、空港関係自治体の要望を十分に踏ま

えた空港整備計画の推進、成田空港で発生した貨物機炎上事故の原因究明と再発防止策、空港周辺自治体における消防防災体制強化に向けた国の支援等について質疑が行われました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。